

青空と緑と産業のまち

⊕ 広報しようわ

# SHOWA

02  
2024  
No.556



平和なまちの  
未来に架け橋

表紙  
令和6年昭和町消防出初式

## contents

- 02 税の申告のお知らせ
- 04 各種お知らせ (物価高騰対策給付金 ほか)
- 10 まちのわだい
- 12 各種たより (教育昭和、環境経済通信 ほか)
- 21 暮らしの情報 / 俳句 ほか
- 24 わが家のアイドル、みんなの食育 ほか

令和6年2月1日発行

町の鳥:ひばり 町の花:れんげ 町の木:乙女椿

## まちの動き 1月1日現在 (前月比)

人口	21,213人 [745] (+23 [+ 6])	※内、[ ]は外国人数
男	10,627人 [309] (+18 [+ 8])	※平成24年7月9日
女	10,586人 [436] (+5 [- 2])	から人口・世帯数は
世帯数	9,585戸 [361] (+13 [+ 5])	外国人住民を含んだ数

# 税の申告のお知らせ



申告期間が間近となりましたが、申告の準備はお済みですか？

## 住民税 申告のご案内

### 「住民税の申告」が必要な方

- ① 令和6年1月1日現在、町内に住んでいる方で、令和5年中に所得がある方
- ※「税務署に所得税の確定申告書を提出する方」、「年末調整が済んでいる給与所得者または年金収入のみの方で支払者から役場へ支払報告書が提出されている方」は、住民税の申告は不要です。
- ② 令和5年中に所得がなくても次のいずれかに該当する方
  - ・ 国民健康保険に加入の方
  - ・ 介護保険の第1号被保険者
  - ・ 後期高齢者医療の被保険者
  - ・ 所得証明、課税（非課税）証明等を必要とする方
  - ・ 誰の扶養にもなっていない方
  - ・ 町外に居住する方の扶養親族になっっている方

## 所得税 確定申告のご案内

### 「所得税の確定申告」が必要な方

- ① 営業や農業などの事業所得がある方
- ② 地代や家賃収入などの不動産所得がある方
- ③ 給与所得者で次のいずれかに該当する方
  - ・ 令和5年中の給与の収入金額が2000万円を超える方
  - ・ 1カ所から給与の支払いを受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方
  - ・ 2カ所以上から給与の支払いを受けている方で、年末調整をされなかった給与等の収入金額と給与所得以外の各種所得金額の合計額が20万円を超える方
  - ④ 医療費控除を受けようとする方
  - ⑤ 保険の満期返戻金などの一時所得がある方
  - ⑥ 令和5年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額に基づいて計算した税額が配当控除額を超える方
  - ⑦ 寄付金控除を受けようとする方
- ※ふるさと納税のワンストップ特例を選択した方が確定申告する場合、ワンストップ特例の適用が無くなります。

### 申告をしないと次のことが受けられない場合があります

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度による保険料の軽減
- 医療保険での自己負担額の軽減、高額医療費の限度額、入院時食事負担額の判定
- 介護保険の各種減額証の交付
- 高額介護サービス費の負担上限額の判定

### 年金収入のある方へ

社会保険料や生命保険料、地震保険料などの所得控除を受ける申告をすると、翌年度に課税される住民税が少なくなる場合があります。  
 なお、公的年金等の収入額が400万円以下であり、かつその他の所得金額が20万円以下の方は、「確定申告」の必要はありませんが、これらの控除を受けるためには「住民税の申告」が必要です。

### 青色申告と譲渡所得の確定申告は税務署へ

青色申告の方や土地・建物や株式などの資産を譲渡した方は、確定申告が必要ですが、甲府税務署での申告相談対応となりますので、あらかじめご了承ください。青色申告・譲渡所得の申告に関するお問い合わせについても甲府税務署までお願いします。

### 上場株式等に係る所得の課税方式について

令和5年分（令和6年度）申告から所得税と住民税の課税方式を統一させることとなり、異なる課税方式を選択することができなくなります。  
 所得税で申告不要を選択しない場合には、住民税でも申告不要を選択できなくなり、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料また医療費の窓口負担が増加する等の影響が生じることがあります。

### マイナンバーが必要です

個人番号の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しと身元確認書類（運転免許証、在留カードなど）を必ずお持ちください。

### 住民税の住宅ローン控除

所得税の住宅ローン控除を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の住民税で住宅ローン控除の適用を受けられます。  
 この場合、町が控除額の計算を行うため、「住民税の申告」の必要はありません。ただし、所得税の確定申告をされる方は、申告書の「特例適用条文」の欄に必ず居住年月日を記入してください。

### 医療費控除

「医療費控除の明細書」の添付が必要です。（医療費の領収書の添付または提示は必要ありません）  
 ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは提示または提出しなければなりません）  
 ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です）

町では、前年に住民税の申告をされた方に申告書を送りしています。申告書が届かない場合でも申告はできますので、ご自分の収入を確認し、早めに申告を済ませましょう。

問い合わせ 昭和町役場税務課 ☎275・8265  
 甲府税務署 ☎254・6105



## 地区別申告相談日

相談日程	対象地区
2月16日(金)～ 22日(木)	西条一区・西条二区・清水新居
2月26日(月)～ 3月1日(金)	西条新田・押越・河東中島
3月 4日(月)～ 8日(金)	紙漣阿原・築地新居・飯喰・河西
3月11日(月)～ 15日(金)	上河東・上河東二区

※土・日・祝日は、2月25日(日)の午前中のみ開催します(地区の限定はありません)

- 受付時間** 午前8時30分～午後4時
- 申告時間** 午前9時～11時30分 午後1時～4時
- 相談場所** 役場庁舎裏 別棟2階会議室



- 事前に収支内訳書や医療費控除の明細書など、必要書類を必ず整理・作成して持参してください。書類等に不備がある場合には、申告相談を受け付けられない場合があります。
- 当日は受付で入場整理券を配布します。配布状況によっては受付を早めに締め切る場合があります。

e-Taxや郵送でも申告が可能です。申告会場に行く手間がかからず、確定申告期間中は24時間いつでも利用できるe-Taxが便利ですので、ご利用ください。

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。  
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

# 昭和町高齢者物価高騰対策 支援金給付事業について

町では、物価高騰の影響を受け、厳しい状況にある町民の皆様への支援の一環として、このたび本町に住む65歳以上の高齢者の皆様に対し、生活への支援と経済を下支えすることを目的とした支援金給付事業を実施いたします。

## ▼対象者

65歳以上の町民(令和5年12月31日現在の住民基本台帳に記録されている昭和34年4月1日以前に出生した方)

## ▼給付額

1人あたり5千円

※世帯員の総額をまとめて代表者(指定口座)へお振込みいたします。

## ▼申請方法

対象者(代表者宛)へ送付する郵便に同封の「口座振替依頼書」の必要事項にチェック、または振込希望の通帳の写しを裏面へ添付し、返信用封筒で郵送、または役場総務課に提出して申請してください。

## ▼申請期限

令和6年3月8日(金)

※期限を過ぎた場合は受給辞退とみなしますので、期限内に申請をお願いします。

問い合わせ 総務課(☎275-8153)

# 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援臨時給付金 事業について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり7万円を給付します。また、同一世帯に18歳以下の子どもがいる場合、子ども1人あたり5万円を加算し給付します。

## ▼対象世帯(前回同一給付金3万円と同じ)

### ①住民税非課税世帯

基準日(令和5年12月1日)において、昭和町に住居登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

### ②住民税均等割のみ課税世帯

基準日(令和5年12月1日)において、昭和町に住居登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯(住民税所得割が非課税である世帯)。

※①②ともに、令和5年度分の住民税所得割を課税している者の扶養親族等のみからなる世帯(親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯や、子(課税)に扶養されている両親の世帯(非課税)は対象となりません。

## ▼給付額 1世帯あたり7万円

問い合わせ 福祉介護課(☎275-8784)

## ▼子ども加算 子ども1人あたり5万円

上記支給対象世帯のうち、基準日において同一世帯となつて18歳以下の子ども1人あたり5万円を加算し給付します。

〔18歳以下の子どもについて〕

※18歳に達する日以降、最初の3月31日までの者(平成17年4月2日以降に生まれた者)

※基準日(令和5年12月1日)から返送期(令和6年3月8日)までの間に生まれた新生児も対象

## ▼申請方法

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金〔3万円〕支給要件確認書をお送りした世帯に対し、新たに「支給要件確認書」を郵送します。内容を確認し、必要事項を記入のうえ返信してください。

なお、令和5年6月1日から基準日までの間に、転入等住民票異動があった世帯、税申告等を行い、新たに支給対象となった世帯には、支給要件確認書をお送りしておりません。福祉介護課まで連絡のうえご来庁いただき申請を行ってください。

## ▼返送・申請期限 令和6年3月8日(金)

※期限を過ぎた場合は受給辞退とみなしますので、期限内に返送・申請をお願いします。

## ▼スケジュール

支給要件確認書の発送：1月下旬  
給付金の支給：2月中旬から3月末まで

NEW

# しょうわ 子育て応援ナビ

がスタートしています!!

POINT

- 1 予防接種をまるごとおまかせ!**  
生年月日から予防接種のスケジュールを自動生成します  
予防接種の情報も掲載しています
- 2 子育ての記録を保存!**  
母子手帳の記録を入力したり  
画像で保存しておくことで  
万のときにも安心です
- 3 プッシュ通知で安心!**  
予防接種の予定日・町内の  
子育てに関するイベント情報  
などがプッシュ通知が届きます

カンタン&無料で登録できます

アプリのダウンロードはこちら!  
ダウンロードも無料です。

しょうわ 子育て応援ナビ

パソコン・スマホどちらからもご利用いただけます。  
<https://showa-town.city-hc.jp/>

問い合わせ  
昭和町役場 いきいき健康課 ☎275-8785  
〒409-3880 山梨県中巨摩郡昭和町押越616

※これに伴い、しょうわ子育てネットは3月末で終了します。

# LINEによる道路異常の 通報アプリのお知らせ

道路利用者が道路の異常等を発見した場合に、LINEで通報できるアプリが関東甲信1都8県を対象に国土交通省により令和5年11月1日から運用開始となりました。

## 路面の穴ぼこや段差・路面の汚れ・落下物・ガードレールや標識等の破損

町内及び関東甲信1都8県の道路でこれらの異常を発見した場合にご利用ください。  
聴覚や発話に障がいがあり、音声による通報が困難な方であっても、LINEによる通報が可能となります。  
なお、通報は24時間受け付けていますが、夜間・土日祝日の通報は翌営業日以降の対応となりますので、緊急の場合は引き続き、電話でのご連絡をお願い致します。

ご利用についてはスマートフォンアプリケーション「LINE」に「国土交通省道路緊急ダイヤル(#9910)」の友だち追加が必要となります。  
右の2次元コードにより友だち登録をお願い致します。

友だち追加はこちらの2次元コードから

問い合わせ 昭和町役場 建設課 ☎275-8412

Q&A

部活動の地域移行について



Q 学校の部活動はなくなってしまうのですか？

A なりません。子ども達がスポーツや文化活動に触れる機会は身体づくりや、連帯感・責任感など人間関係を構築するためにも大切だと考えます。活動における仲間との一体感や達成感など貴重な経験をする機会がなくならないよう、持続的に継承できるような地域クラブ活動として移行を進めていきます。

Q 部活動から地域クラブ活動へ移行したら、保護者の負担はどうなりますか？

A これまで学校内で行われてきた部活動は、教員が指導を担当していたため、保護者の金銭的負担はほとんどありませんでした。地域クラブ活動への移行後は、活動が学校外の活動になるため、いまままで顧問の先生が担ってきた業務を行う指導者への謝金、指導者への研修費用、地域クラブ活動の運営費や地域クラブ活動時の保険料など地域クラブ活動に対する受益者負担が生じることが考えられます。保護者の負担が最小限に抑えられるように地域で支えられるような仕組みづくりや行政としての予算措置、国などからの補助金の活用などを通して実現できるよう検討を進めていきます。

Q 地域クラブ活動への移行における課題はどのようなものがありますか？

A 地域（自治体）によって課題は様々です。生徒数の減少などから学校単位での部活動の持続が困難な地域もあり、複数校での合同部活動を検討している地域もあります。また、運営主体や実施主体等の体制整備が進んでいない地域もあります。指導者の確保も大きな課題で、指導者の活動できる時間帯での活動や、地域クラブ活動の受け皿に見合った地域クラブ活動の創設の検討など課題解決に向けて取り組んでいかなければなりません。

部活動・地域クラブ活動サポーターを募集します！

部活動・地域クラブ活動を支えていくための人材の確保は大きな課題です。技術指導が可能な人材（外部指導者）の確保も課題ですが、活動を行う場面の見守り役（サポーター）のような人材も求めています。興味がある方はぜひお問い合わせください。



問い合わせ 昭和三合型地域スポーツクラブ キャメリア ☎ 275-6851

▶ スポーツ庁 部活動改革ポータルサイト

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/1372413\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm)

★学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた情報が掲載されています！



スポーツ庁 部活動改革ポータルサイト

問い合わせ 昭和三合型地域スポーツクラブ キャメリア ☎ 275-6851

# 中学校の部活動が “地域クラブ活動” に変わります

スポーツ庁・文化庁は、中学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けて、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公表しました。

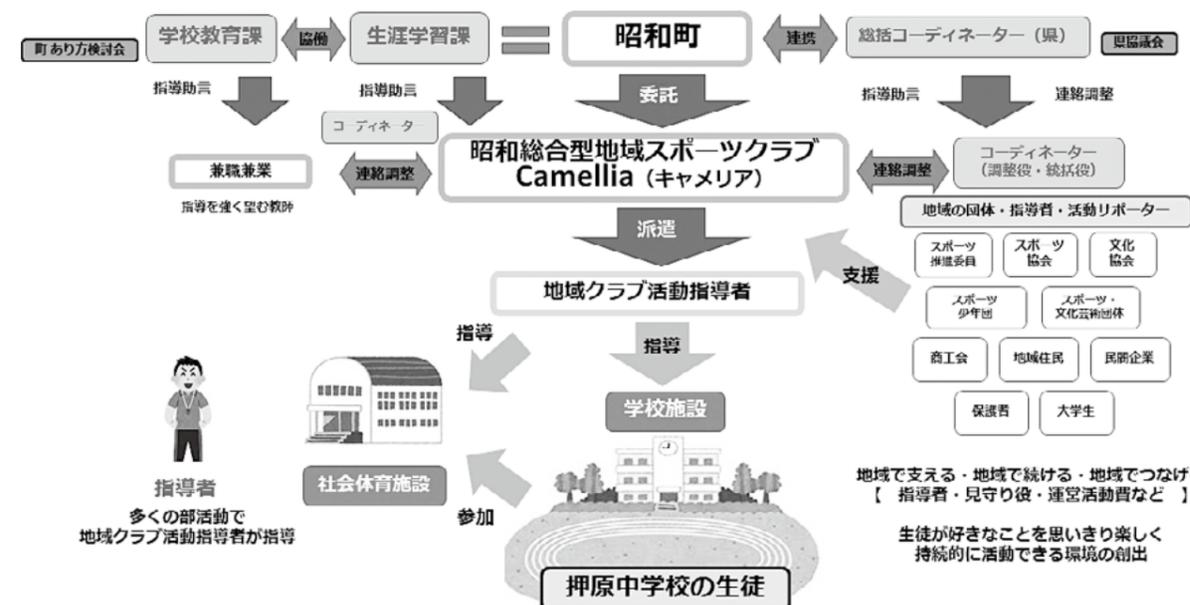
令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と位置づけ、全国的に少子化により学校部活動の維持運営が困難な状況の解消や教員の多忙化解消など働き方改革の一環として、まずは休日の部活動を中心として、学校の先生方が指導を行うのではなく、地域の皆さんや外部指導者が担う形への「部活動の地域移行」が進められていきます。このような形を地域の実情に応じて可能な限りの早期の実現を目指すことと打ち出されました。山梨県においても協議会の立上げや総括コーディネーターの配置、県内小中学校の保護者、教員へのアンケート調査などを通じて、地域の実情に合わせた移行に向けた取り組みを進めています。

昭和三合型地域クラブ活動移行への方向性

昭和三合型では、令和4年度に「昭和三合型部活動地域移行あり方検討会」を設置し、昭和三合型総合型地域スポーツクラブ「キャメリア」を地域での受け皿として考え、生徒が好きな活動をより思いきり、より楽しく活動できる環境を町全体で創出できるように「昭和三合型らしい形」を作っていきたいと考えています。令和5年度からはスポーツ庁や山梨県と連携をし、検討や試行的な取組を行っております。

この取り組みは、運動部、文化部問わず、全ての部活動現場と共有をしながら試行的に進めていきます。国では、将来的に学校現場において顧問を配置しての「部活動」から学校現場から切り離された、地域で指導や活動を担う「地域クラブ活動」への移行を提唱しています。町では、より良い形で移行ができるように進めています。

昭和三合型 地域クラブ活動への移行に向けたイメージ図







## 人権意識高揚を 人権擁護週間啓発活動

12月12日(火)、人権擁護週間に合わせ、イトーヨーカドー甲府昭和店で昭和町人権擁護委員による啓発活動が行われました。人権擁護委員の活動の一環で、住民一人一人の人権意識を高めるとともに、人権について理解を深めてもらうために毎年取り組んでいるものです。タオルやメモ帳、ボールペンなどの啓発物品を配布し、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけました。



## 税について考える 税についての作文表彰

町では、租税教育推進のため、「税についての作文」を中学生から募集し、優秀者の表彰を行っています。

12月8日(金)、町長室にて表彰が行われ、押原中学校の古屋陽梨さん(3年生)が町長賞を、佐藤樹音さん(3年生)、龍澤慶人さん(3年生)の2名が教育長賞を受賞し、記念品が贈られました。



古屋陽梨さん 佐藤樹音さん 龍澤慶人さん

## 善意ありがとうございます

オギノ食糧株式会社様より、子育てに優しいまちづくりの推進に役立ててほしいと、企業版ふるさと納税を通して金百万円の寄附をいただきました。

12月22日(金)に贈呈式が町長室で行われ、塩澤町長から感謝状が贈られました。



## 身近な相談相手 行政相談出前教室

1月16日(火)、押原小学校で6年生を対象に行政相談出前教室が行われました。日常生活と行政の関わりについて、山梨行政監視行政相談センターの方と行政相談委員の田代孝さん(紙漕阿原)佐野今朝男さん(西条二区)が、映像やクイズ形式でわかりやすく説明していました。

困ったことがあったら行政相談委員に相談してみてください。誰でも相談でき、相談は無料・秘密は厳守します。行政相談は毎月第3水曜日午後1時から、昭和町役場で行っています。詳細は13ページの相談日をご覧ください。



## 新たな門出を祝して 令和6年昭和町二十歳のつどい

1月7日(日)、「令和6年昭和町二十歳のつどい」が地域交流センターで行われ、228名が20歳を迎えました。式典には170名が参加し、華やかな振り袖や爽やかにスーツをまとった参加者たちが、旧友や恩師との再会を喜びました。20歳の大きな節目を迎え、輝かしい未来に向かって進む皆さんのご活躍をお祈りします。



代表して記念品を受け取る  
鈴木理子さん 承山怜さん



誓いの言葉を述べる  
十文字凜奈さん

## 無病息災を祈る 町内各地で小正月祭り

1月、町内各地で小正月祭りが行われました。各地で見られるどんどん焼き(どんど焼き)は、火の浄化の力で人々の厄を払う火祭り行事です。蚕の繭に似せたお団子を枝に刺して焼いたり、獅子舞が舞ったりと、昔ながらの風景が広がっていました。多くの人出が見られ、火を囲み話に花を咲かせるなど、コロナ禍以前のような賑わいを見せていました。

